

【施工体制確認型総合評価落札方式について】

1 低入札調査基準価格

※低入札調査基準価格の算定は次式による

$$\text{低入札調査基準価格} = a + b + c + d$$

a：予定価格における直接工事費の97%

b：予定価格における共通仮設費の90%

c：予定価格における現場管理費の90%

d：予定価格における一般管理費等の68%

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額。

2 施工体制確認型の評価手法

(1) 低入札調査基準価格未満の者の場合

①施工体制確認資料の提出

調査基準価格を下回って入札した者については、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現と確実性の向上に繋がるかを審査するため、追加資料の提出を求めヒヤリングを実施する。なお、追加資料の提出は、提出すべき旨の連絡を受けた日の翌日から3日以内とし、ヒヤリングについては、資料提出期限の翌日から5日以内を基本とする。

また、各資料の記載については、別添「施工体制確認型のための追加資料記載要領」に基づき記載するものとする。

②ヒヤリングの実施

施工体制を確認するためのヒヤリングは、当該応募者から提出された総合評価の提案書等を審査する機関（森林管理署等）で実施するものとする。

企業側のヒヤリングの出席者には、配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせて最大で3名以内とする。

【施工体制確認のための追加資料一覧】

様式番号	名 称
様式 1	当該価格で入札した理由
様式 2-1	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
様式 2-2	積算内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②
様式 2-3	一般管理費等の内訳書
様式 3	VE 提案等によるコスト縮減額調書
様式 4	下請予定業者等一覧表
様式 5	配置予定技術者名簿
様式 6-1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式 6-2	手持ち工事の状況（対象工事関連）
様式 7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式 8-1	手持ち資材の状況
様式 8-2	資材購入予定先一覧
様式 9-1	手持ち機械の状況
様式 9-2	機械リース元一覧
様式 10-1	労務者の確保計画
様式 10-2	工種別労務者配置計画

様式 11	建設副産物の搬出地
様式 12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 13 - 1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 13 - 2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 13 - 3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 14 - 1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 14 - 2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 14 - 3	安全衛生管理体制（仮設置計画）
様式 14 - 4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式 15	信用状況の確認（過去 5 年間）
様式 16	施工体制台帳
様式 17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

③無効の適用

追加資料の提出が期限まででない場合（求めている様式の一部を提出しない場合を含む。）、又はヒヤリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札とし、当該応募者の入札を無効（無効以外の不利益措置を講じない。）とする。

また、追加資料を提出しない旨の申し出が書面によりあった場合は、当該応募者の入札を無効とする。

④施工体制の評価に関する評価項目及び評価基準

施工体制の評価については、施工体制確認資料のヒヤリング結果を基に施工体制評価点の評価基準により評価する。

低入札調査基準価格未満の場合は、「品質確保の実効性」「施工体制確保の確実性」とともに各 5 点、合計 10 点が獲得できる最高点となり、さらに低入札調査基準価格未満で、かつ、特別重点調査相当額を下回った場合は、原則 0 点とする。

【施工体制の評価に関する評価項目及び評価基準】

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	5.0
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	5.0
	その他	0

(2) 調査基準価格未満の者がいない場合

施工計画等から判断して、適切な施工体制の確保に不安のある者以外は追加資料の提出を求めない。追加資料を求めた者には、ヒヤリングを実施し施工体制確認の評価項目及び評価基準により評価する。施工体制が十分確保されると認められる者については、ヒヤリングを省略できるものとし、施工体制評価点30点を付与する。

3 施工体制評価点の加算

$$\text{技術評価点} = \text{標準点 (100点)} + \text{技術提案加算点 (30点)} + \text{施工体制評価点 (30点)}$$

4 施工体制を踏まえた技術提案（簡易型であれば施工計画）加算点の補正

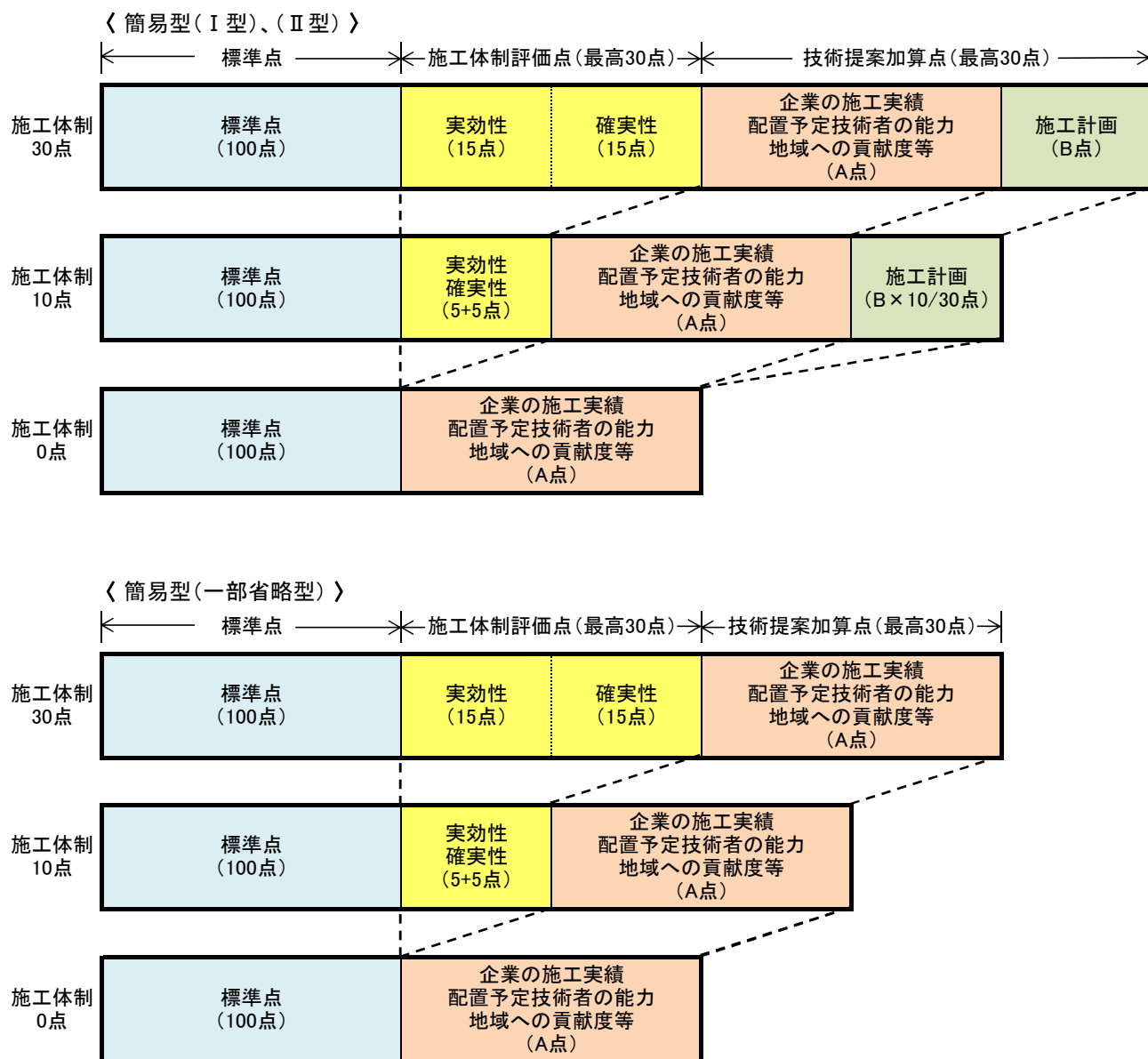
施工体制を踏まえた技術提案（施工計画含む）加算点の補正方法は、開札後に再計算を行うものとし、補正方法は以下のとおりとする。

施工体制確認前の技術提案（施工計画含む）の加算点に施工体制評価点の得点割合を乗じて加算点を補正する。

$$\text{補正後の技術提案加算点} = \text{技術提案点} \times \frac{\text{施工体制評価点の獲得点}}{\text{施工体制評価の満点 (30点)}}$$

※加算点については小数点以下第2位を切り捨てて算出

【加算点補正の仕方】



※1 施工体制点は、低入札調査基準価格未満の場合、5点+5点の10点が獲得できる最高点となる。

※2 施工体制点は、低入札調査基準価格未満で、かつ特別重点調査相当額を下回った場合は0点となる。

（特別重点調査相当額とは、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（直接工事費×90%、共通仮設費×80%、現場管理費×80%、一般管理費等×30%の合計額））